

(平成23年5月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成16年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年5月31日から同年6月1日まで
私の厚生年金保険被保険者記録は、平成16年1月5日から同年5月31日までとなっている。

しかし、私は、A社に平成16年5月31日まで勤務し、同年6月の給与から同年5月分の厚生年金保険料が控除されている給与支給明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している平成16年6月分の給与支給明細書、16年分給与所得の源泉徴収票及び雇用保険の加入記録により、申立人は、A社に同年5月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成16年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録する特段の事情もうかがわれないことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格

喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 5 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 5 月から平成元年 3 月まで

私の夫は、昭和 57 年に会社を退社し、直ちに、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付については、私又は夫が昭和 57 年から B 金庫 C 支店（現在は、D 金庫 E 支店）で、58 年以後は F 銀行 G 出張所（現在は、F 銀行 G 支店）で夫婦二人分の保険料を納付書により毎月納付していた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「私の夫が、昭和 57 年に会社を退社し、直ちに、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、私又は夫が同年から B 金庫 C 支店で、58 年以後は F 銀行 G 出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付していた記憶がある。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60 年 5 月 17 日に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿に「取得コード 1、60 年 5 月 10 日取得報告打出」と記録されており、当該記録について、A 市は、「取得コード 1 は、初めて国民年金に加入したという意味である。」と回答していることから、申立人の夫が、同年 5 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、

国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、57年4月から58年3月までの期間は既に時効により保険料を納付できないこと、及び同年4月から60年3月までの期間は過年度納付によることとなることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された平成元年分の給与所得者の保険料控除申告書及び給与所得の源泉徴収票の写しの社会保険料控除欄に国民年金保険料として9万6,000円と記載されているものの、申立人の夫から委託された税理士事務所では、「平成元年8月1日から申立人の夫より確定申告書事務を委託された。」「申立人が保管していた平成元年度の1か月8,000円の領収書を確認して、平成元年4月から2年3月までの保険料として9万6,000円と記載した。」と供述していることから、申立期間の納付額を確認することはできなかった。

また、申立人又は夫が当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料をF銀行G出張所へ納付したと主張しているが、同銀行からは、「伝票等の保存期間は、10年間となっていることから、証明することができない。」との回答を得ている上、申立人の夫が、同銀行G支店へ申立人の夫名義の通帳引き落とし及び現金払いについて調査依頼したところ、当該支店では、「20年以前の伝票等の控えが無い。」としていたと供述していることから、関係資料を得ることはできず、保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月までの期間及び同年 5 月から平成元年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 5 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 60 年 5 月から平成元年 3 月まで

私は、昭和 57 年に会社を退社し、直ちに、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料の納付については、私又は妻が昭和 57 年から B 金庫 C 支店（現在は、D 金庫 E 支店）で、58 年以後は F 銀行 G 出張所（現在は、F 銀行 G 支店）で夫婦二人分の保険料を納付書により毎月納付していた記憶があるので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 57 年に会社を退社し、直ちに、A 市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、私又は妻が同年から B 金庫 C 支店で、58 年以後は F 銀行 G 出張所で夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により毎月納付していた記憶がある。」と主張しているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、60 年 5 月 17 日に払い出されていることが確認できる上、A 市の国民年金被保険者名簿に「取得コード 1、60 年 5 月 10 日取得報告打出」と記録されており、当該記録について、A 市は、「取得コード 1 は、初めて国民年金に加入したという意味である。」と回答していることから、申立人が、同年 5 月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、国民年金手帳

記号番号の払出時点では、申立期間①のうち、57年5月から58年3月までの期間は既に時効により保険料を納付できないこと、及び同年4月から60年3月までの期間は過年度納付によることとなることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人は他市町村への住所変更を行っていないことが戸籍の附票により確認できることから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された平成元年分の給与所得者の保険料控除申告書の写しの社会保険料控除欄に国民年金保険料として9万6,000円と記載されているものの、申立人から委託された税理士事務所では、「平成元年8月1日から申立人より確定申告書事務を委託された。」「申立人が保管していた平成元年度の1か月8,000円の領収書を確認して、平成元年4月から2年3月までの保険料として9万6,000円と記載した。」と供述していることから、申立期間の納付額を確認することはできなかった。

また、申立人又は妻が当該期間の夫婦二人分の国民年金保険料をF銀行G出張所へ納付したと主張しているが、同銀行からは、「伝票等の保存期間は、10年間となっていることから、証明することができない。」との回答を得ている上、申立人が、同銀行G支店へ申立人名義の通帳引き落とし及び現金払いについて調査依頼したところ、当該支店では、「20年以前の伝票等の控えが無い。」としていたと供述していることから、関係資料を得ることはできず、保険料の納付状況を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から41年3月まで
② 昭和42年1月から同年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和52年3月の保険料は納付事実が確認できたものの、申立期間については納付事実が確認できない旨回答を受けた。

私の国民年金の加入手続は、父が行い、その頃は、実家で家事手伝いをしていた。昭和37年に結婚してからは、自分で納税組合に国民年金保険料を2か月から3か月分ずつ納めていた。元夫は、A社でB業務をしていたので、私は自分の保険料だけを納めていた。

それにもかかわらず、私の国民年金保険料が未納となっているので、納付記録について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「名称は忘れたが、当時住んでいた地区に納税組合があり、納税組合が作成したきっぷで国民年金保険料の集金が行われていた。」と主張しているところ、申立人の元夫に係るC村（現在は、D町）の国民年金被保険者名簿の納付組織欄には、「E」という名称の記載があることから、当時、当該地域に納付組織が存在していたと考えられる。

しかしながら、D町に納付組織について照会したところ、「各地域に納税組合が存在したことは聞いているが、当時の資料が何も無く、個別具体的なことは確認できない。」と回答しており、申立内容を裏付ける関連資料を得ることはできなかった。

また、申立期間①及び②について、オンライン記録、国民年金被保険

者台帳（特殊台帳）及び市町村の国民年金被保険者名簿により確認したが、いずれも国民年金保険料を納付したとする記録は確認できない上、相互の記録は一致している。

さらに、申立人は、申立期間において、他市町村に住所変更した履歴がないことから、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から当時の事情を聴取しても、「昔のことなので、はっきりとしたことは覚えていない。他に証言してくれる人もいない。」と供述しており、具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から61年3月まで

私は、昭和53年に結婚し夫の家族と同居していた時に、夫の親が私の国民年金保険料を納付していたと思っていたところ、自宅を新築した57年11月頃に、市役所から国民年金に未加入との連絡があったので加入手続をし、その後は、市役所の支所窓口で私が毎月納付した。

当時の領収書及び家計簿等はないが、申立期間について納付した記憶があるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「自宅を新築した昭和57年11月頃に国民年金の加入手続をし、その後は、市役所の支所窓口で私が毎月納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は61年2月8日に払い出され、国民年金被保険者資格は54年3月24日(平成13年9月12日に資格取得日を昭和54年2月25日に訂正処理)に遡及して取得していることが確認できることから、当該払出時点では、申立期間のうち57年11月から58年12月までについては、時効により国民年金保険料を納付することができず、その主張とは相違する。

また、前記の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和59年1月から60年3月までの国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、過年度保険料の納付については、市町村役場では収納できない上、申立人は、「国民年金保険料を一括して納付した記憶は無い。」と供述しているところ、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿においても、当該期間について保険料納付の記録は確認

できない。

さらに、申立人はA市から他市町村に住所変更した履歴が無いことから、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人の元夫は、「国民年金については、結婚前は親が加入手続をして保険料を納付していたが、結婚後は元妻に任せていたので、私自身は当時の状況は分からない。」と供述している上、申立人の元夫の両親は既に死亡していることから、申立期間当時の具体的な保険料の納付状況は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 25 日から 45 年 9 月 1 日まで
私と同時期にA社に勤務していた当時の同僚に関して、厚生年金保険の記録が無いということで年金記録確認第三者委員会から私に照会があったところ、私も当該事業所に昭和 43 年 4 月頃採用され 47 年 4 月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険被保険者とされていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人の当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は当該事業所において昭和 43 年 12 月 25 日に資格を喪失し、45 年 9 月 1 日に再度資格を取得していることが確認できる上、当該被保険者記録はオンライン記録と一致しているほか、健康保険証について、44 年 1 月 17 日に社会保険事務所(当時)に返納していることが確認できる。

また、当該事業所は、昭和 59 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主に対し、申立人の勤務形態及び厚生年金保険の取扱いについて照会したが、回答を得ることができなかったほか、申立人が申立期間当時に勤務していたとして名前を挙げた事務員は、「申立人は知っているが、年月が経過し当時のことは忘れた。また、私は、40 年から 56 年までA社に勤務したが、厚生年金保険には加入していない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて関連資料及び具体的な証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚8人のうち、一人は、当該事業所における自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間とが相違しており、3人は連絡先不明、他の4人に文書照会をし、回答のあった一人は、「申立人は知っているが、昭和43年頃は、職長と事務員のみ社会保険に加入し、現場の人はB国民健康保険組合に加入しており、全員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった。」と供述している上、同人の当該事業所における自身が記憶する勤務期間と厚生年金保険の加入期間も一致していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

青森厚生年金 事案 735 (事案 589 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年6月17日から同年8月10日まで
私は、申立期間当時、A社(現在は、B社)C出張所又はB社D出張所に継続して勤務しており、厚生年金保険に加入しているはずである。
今回提出するE社F支店長からの表彰状(昭和38年5月1日付け)により、申立期間中も勤務していたことが確認できるので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)申立人の業務に関する記憶から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社C出張所又はB社D出張所に勤務していたことは推認できること、ii)しかしながら、現在の事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて、関連資料及び証言を得ることはできなかったこと、iii)また、申立人が名前を挙げた元同僚の二人は既に死亡しており、申立人の勤務実態について供述を得ることはできないこと、iv)さらに、A社C出張所及びB社D出張所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが申立人の氏名は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成23年1月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は当該事業所に継続して勤務していた資料として新たにE社F支店長からの表彰状を提出したが、当該表彰状からは、保険料控除を示す記載は見当たらず、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められないこと、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人

が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 43 年 4 月 12 日まで
年金事務所に私の厚生年金保険加入記録について確認したところ、A社B工場における厚生年金保険の期間について、脱退手当金が支給済みであるとの回答を受けたが、私には当該事業所で脱退手当金を受給した記憶が無く、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱 C」の表示が押印されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和43年5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。